

環保第 531 号
令和 6（2024）年 3 月 29 日

（一社）栃木県産業環境管理協会会長
栃木県計量協会環境計量証明部会長 } 様

栃木県環境森林部環境保全課長

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例等の改正について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、過日貴団体にお知らせしました水質汚濁防止法施行令等の改正を踏まえ、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」等を改正しましたので、お知らせします。
なお、県ホームページにおいて、これらの改正に係る概要を掲載しますので、ご参照ください。

- 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の改正概要（令和 7（2025）年 4 月 1 日施行）
上乗せ基準のうち、大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に改める。
※条例自体に許容限度は規定せず、「排水基準を定める省令」の許容限度「日間平均 800CFU(コロニー形成単位)/mL」を適用する。
- 2 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正概要（令和 7（2025）年 4 月 1 日施行）
排水に係る規制基準のうち、大腸菌群数に係る基準を「大腸菌数 日間平均 800CFU(コロニー形成単位)/mL」に改める。
- 3 県ホームページURL
ホーム > くらし・環境 > 環境 > 環境保全 > 環境保全全般
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/zennpann/zennpann.html>

水環境担当 小西 TEL:028-623-3189 FAX:028-623-3138
